

国民スポーツ大会参加選手の健康検査実施要項

1 目 的

国民スポーツ大会実施要項の総則に基づき、第1次健康検査（メディカルチェック）を参加選手全員に実施させ、身体の異常を事前に発見するとともに、選手個々の自己健康管理に関する意識を高揚させる。

2 対 象

国民スポーツ大会に参加する本県の全選手を対象に健康検査を行う。（提出の無い選手の出場は認めない。）

3 実施種類

- (1) 検査結果票（所定の様式）の項目による健康検査
- (2) 健康管理に関するアンケート

4 実施方法

- (1) 対象者は、「検査結果票」「心電図」「健康管理に関するアンケート」を各競技団体あてに、決められた期日までに提出する。
※ 健康管理に関するアンケートは WEB にて回答する。
- (2) 各競技団体は、選手から提出された「検査結果票」「心電図」をまとめ、参加申込書に添付して県スポーツ協会へ提出する。
※ 「検査結果票」については、県スポーツ協会が定めた様式で提出する。（一般の健康診断書は使用できない。）
※ 「心電図」は必ず検査結果票に添付して提出する。
- (3) 提出された「検査結果票」「心電図」「健康管理に関するアンケート」は、スポーツ医・科学委員会委員によるチェックを行ない、精密検査及び治療を必要とすることが認められた選手には、所属団体を通じてその旨を本人に連絡する。連絡を受けた選手は、精密検査あるいは治療を受け、所属団体を通じてその結果を県スポーツ協会に報告する。
- (4) 精密検査により異常が認められた者は、代表選手としての派遣を取り消す場合がある。
- (5) 検査に要する費用の一部については、県スポーツ協会が負担する。（1名につき 5,000 円）